出資一口の金額の減少公告

　当組合は、令和●●年●●月●●日開催の臨時総会において、出資一口の金額を二十五万円から五万円に減少することを決議しました。

　この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

　なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

　以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

　令和●●年●●月●●日

　　東京都港区虎ノ門●丁目●番●号

　　　　　　　　　　　●●●●●●協同組合

　　　　　　　　　　　代表理事　●●　●●

青字はお客様の情報をご記載ください

茶字は公告掲載日になります